

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関するQ&A（自治体向け）

（平成23年3月29日）

●小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種一時的見合わせと再開について

| | 質問内容 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | ・接種の一時的見合わせにより、2回目以降の接種が遅れた場合には、どのように接種すればいいですか。また、事業の対象となりますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種見合わせなどやむを得ない事情で標準的な接種間隔から遅れた場合は、接種ができるようになった時点で速やかに接種してください。 ・4月1日付で実施要領の改正を行い、この場合でも、事業の対象とすることとします。 |
| 2 | ・接種の一時的見合わせにより、平成24年3月末までに接種を終えることができなくなってしまった場合、平成24年4月以降に接種した分は、事業の対象となりますか。 | ・接種の一時的見合わせは短期間であったことから、このことを理由に、平成24年3月末までに接種できなくなるという状況は、想定していません。 |
| 3 | ・接種の一時的見合わせにより、通常と異なる接種間隔で接種した場合でも、ワクチン接種の効果はありますか。 | ・ワクチン接種後の免疫への効果については、仮に接種が多少遅れたとしても、一般に、大きな差はないとされています。 |
| 4 | 3月24日のとりまとめでは、「重篤な基礎疾患、例えば重篤な心疾患のある乳幼児については、状態を確認して慎重に接種する。その際、単独接種も考慮しつつ、同時接種が必要な場合には、医師の判断により実施する。」とされているが、具体的にどのような点に気をつけた対応をすればよいのか。それ以外の乳幼児と比較してどこが異なるのか。 | <p>重篤な基礎疾患のある乳幼児は、感染症にかかるリスクもより高く、ワクチンの接種により、髄膜炎等の重い感染症を防ぐ効果が期待されますが、ワクチンの接種においても、体調などを踏まえ慎重に行うことが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このため、重篤な基礎疾患のある乳幼児では、当該疾患の診療を行う主治医自らが接種の判断を行うか、主治医の意見を聞くなどにより、乳幼児の状態を確認して慎重に接種することが必要です。 ・このような乳幼児にも同時接種はできますが、単独接種も考慮しつつ、医師が慎重に判断することとなります。 ・なお、同時接種により重篤な副反応が増えるわけではなく、単独接種を考慮するのは、接種により副反応が生じた際に、後から原因を調べやすいなどの理由によるものです。 |
| 5 | ・重篤な基礎疾患のある乳幼児とは、具体的にどのような乳幼児か。 | ・接種する医師が、重篤な心疾患など、重篤な基礎疾患があると判断する乳幼児を意味します。 |
| 6 | 同時接種を行うにあたって、「それぞれ単独接種が可能であることを示した上で」とされているが、具体的にどのように対応すればよいのか。書面等での説明が必要なのか。 | ・書面の交付は必要ありませんが、適切な説明をお願いいたします。 |
| 7 | ・複数のワクチンの同時接種を行う際に保護者の同意を求めるとされていますが、同時接種に対する同意書は必要ですか。 | ・同時接種に対する同意書を求めるものではありませんが、複数のワクチンを同時接種する際には、それぞれのワクチンの単独接種が可能であることを説明した上で同時接種を希望するかどうか確認する必要があります。 |

| | | |
|----|---|---|
| 8 | ・接種の一時的見合わせの間に、本事業に基づくワクチン接種を行った場合の健康被害救済はどのようになりますか。 | ・接種の一時的見合わせの期間中に、何らかの理由で接種が行われた場合にあっては、そのことを理由として健康被害救済の対象から外れることはありません。 |
| 9 | ・接種の一時的見合わせによって、通常と異なる接種間隔で接種する場合がありますが、その場合の健康被害救済はどのようになりますか。 | ・接種の一時的見合わせによって通常の接種間隔から遅れ、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合に、そのことのみを理由として健康被害救済の対象から外れることはありません。 |
| 10 | ・接種の再開に伴う、医療機関等関係機関への周知はどのように行われますか。 | ・市町村から契約医療機関への周知をお願いいたします。厚生労働省としては、都道府県にご案内するほか、ホームページへの掲載、日本医師会等への周知等を行います。 |
| 11 | ・再開に当たって、担当者向けの説明会等の実施を考えているのか。 | ・実施要領やQ&A、リーフレットの発出・公表等により周知することとしており、説明会の実施は予定していません。 |
| 12 | ・ヒブワクチンに異物が混入し自主回収をしたと聞いているが、その後の状況如何。 | ・3月24日の専門家の会議において異物の混入の原因について報告がされており、接種後の死亡事例とは関係がないとされています。 ・ヒブワクチンの異物混入に伴う回収のため、地域によって、一時的に供給量が不足する可能性が考えられます。 |
| 13 | ・ヒブワクチンの異物混入に伴う回収により供給量が不足している場合の対応如何。 | ・ヒブワクチンの異物混入に伴う回収のため、地域によって、一時的に供給量が不足する可能性が考えられることについて、混乱が生じないよう、併せて周知をお願いします。このために接種が遅れた場合の対応については、一時的見合わせにより接種が遅れた場合の対応に準ずることとします。 |

●子宮頸がんワクチンの供給不足について

| | 質問内容 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | ・平成22年度に高校1年生を事業の対象としていなかった場合にも、平成23年度に高校2年生を対象として事業を行うことはできますか。 | ・今般の措置は、平成23年3月にワクチンの供給量が不足したことによるものであり、平成22年度に高校1年生相当の者を事業の対象としていなかった場合には、平成23年度に高校2年生相当の者を対象として事業を行うことはできません。 |
| 2 | ・いつ頃になったら、新たな1回目の接種ができるようになりますか。 | ・新たな1回目の接種を行うことのできる時期は定まっていますが、夏頃までには順次このためのワクチンが供給される見込みです。 ・なお、製造販売業者からは、現時点で供給できるのは、3月に1回目の接種を差し控えるようお願いする以前に1回目の接種を行った方々への2回目、3回目の接種分に限られていると聞いており、引き続き1回目の接種を差し控えるようお願いいたします。 |
| 3 | ・事務連絡において、当分の間、高校2年生でも事業対象とできる、とされていますが、当分の間とは、いつまでですか。 | ・平成22年度に高校1年生相当の者を事業の対象としていた市町村において、ワクチンの不足により平成22年度中に接種が開始できず、平成23年度に高校2年生相当となった者については、平成23年9月末日までに接種を開始した場合に事業の対象とできることとします。 |

| | | |
|----|--|---|
| 4 | ・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合でも、事業の対象となりますか。 | ・4月1日付で実施要領の改正を行い、供給量の不足などやむを得ない事情で標準的な接種間隔から遅れた場合は、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合も、事業の対象とすることとします。 |
| 5 | ・接種の一時的見合わせにより、平成24年3月末までに接種を終えることができなくなってしまった場合、平成24年4月以降に接種した分は、事業の対象となりますか。 | ・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。 |
| 6 | ・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合には、どのように接種すればいいですか。 | ・接種ができるようになった時点で、なるべく速やかに接種してください。 |
| 7 | ・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合でも、ワクチン接種の効果はありますか。 | ・ワクチン接種後の免疫への効果については、仮に接種が多少遅れたとしても、一般に、大きな差はないとされていますが、2回目以降の接種はできるだけ遅れないよう、1回目の接種よりも優先して実施するようお願いしています。 |
| 8 | ・1回目の接種差し控えを行っている間に、1回目の接種を受けた場合、事業の対象となりますか。 | ・事業の対象となります。 |
| 9 | ・1回目の接種差し控えを行っている間に、ワクチン接種を行った場合の健康被害救済はどのようになりますか。 | ・取り扱いは通常と変わりません。 |
| 10 | ・供給量不足によって、通常と異なる接種間隔で接種する場合がありますが、その場合の健康被害救済はどのようになりますか。 | ・接種の一時的見合わせによって通常の接種間隔から遅れ、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合に、そのことのみを理由として健康被害救済の対象から外れることはありません。 |
| 11 | ・供給量不足により、基金事業の対象期間に接種が完了しないことが想定されますが、その場合に基金の延長は行われますか。 | ・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。年間を通じての供給量は確保されていると聞いていますが、事業の期間内に十分なワクチンの供給が行われるよう、製造販売業者に引き続き要請しています。 |

●平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について

| | 質問内容 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | ・被災地の自治体からの避難者が接種を希望する場合、住民票がなくても、避難先の自治体において事業の対象とすることができますか。 | ・事業の対象とすることができます。なお、民間保険を活用した健康被害救済の対象になることを明確にするため、避難先の市町村において、避難者が、避難先の市町村が実施する行政措置接種の対象者に含まれることを明記した文書「〇〇市予防接種実施要領または要綱等」が必要です。 |
| 2 | ・被災地の自治体において、2回目以降の接種を受けられず、接種間隔が空いてしまうことが想定されますが、通常と異なる接種間隔で接種した場合でも、事業の対象となりますか。 | ・事業の対象とすることができます。 |
| 3 | ・被災地の自治体において、接種を受けることができず、平成24年3月末までに接種を終えることができなくなってしまった場合、平成24年4月以降に接種した分は、事業の対象となりますか。 | ・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。 |

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| 4 | ・震災により事業開始が遅れる場合に、接種対象者の拡大など、何らかの特例的配慮はありますか。 | ・現時点で実施することとしている特例は、上記の1および2です。 |
|---|---|---------------------------------|